

* よくあるご質問 *

Q 登録販売者試験に合格しましたが、現在店舗に従事していません。販売従事登録はできますか？

A 店舗(薬局、店舗販売業、配置販売業)に従事していない場合、登録できません。

Q 過去に発行された合格通知書は、現在、有効ですか？

A 合格通知書に有効期限はありません。販売従事登録する際に必要になりますので、大切に保管してください。

Q 「雇用関係証明書」と「使用関係証明書」は、どちらを提出すればよいですか？

A 原則、「雇用関係証明書」を提出してください。

ただし、労働者派遣事業者からの派遣により店舗に従事される方は、「使用関係証明書」が必要となります。

なお、「使用関係証明書」は、派遣先店舗等開設者・雇用者(労働者派遣事業者)・被雇用者の3者による使用関係を証明する書類となります。

Q 販売従事登録の申請に、診断書は必要ですか？

A 原則、診断書は不要です。

販売従事登録申請書の申請者の欠格条項(6)に該当するおそれのある方については、診断書を添付してください。

Q 過去、千葉県以外の都道府県で販売従事登録しましたが、新たに千葉県の店舗に勤務する場合、改めて、千葉県における販売従事登録は必要ですか？

A 販売従事登録証は全国で有効であり、1カ所の都道府県において販売従事登録が可能であることから、改めて、千葉県で販売従事登録をする必要はありません。